

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「五十人」を「百人」に改める。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（総会における書面による議決権行使）

第三十八条の二 災害の発生その他のやむを得ない事由により前条第二項の代理人が総会に出席することが困難な場合、当該代理人は、理事会の議を経て、書面によって、委任を受けた議決権を行使することができる。この場合においては、所属弁護士会の会長の認証を受けた議決権を行使する書面を会日の三日前の日の午後五時までに本会に提出しなければならない。

2 前項の規定により書面によって行使された議決権の数は、出席した外国法事務弁護士の議決権の数に算入する。

附 則

第三十八条第三項及び第三十八条の二（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）中一部改正

外国特別会員基本規程（会規第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、別に会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から登録審査会に出席することができる。

第五十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、別に会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から外国法事務弁護士懲戒委員会に出席することができる。

第五十五条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、委員は、別に会規に定めるところにより、当該会議の場所以外から外国法事務弁護士綱紀委員会に出席することができる。

附 則

第四十四条第二項及び第三項、第五十条第二項及び第三項並びに第五十五条第二項及び第三項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。